

亀久保小学校タブレット端末の取り扱いについて

令和6年4月

1. タブレットの充電、持ち帰りについて

- ・原則、タブレットの充電は、自宅で行います。
- ・原則、毎日タブレットを持ち帰り、充電して学校に持ってくるものとします。

2. 情報モラルについて

- ・別紙「タブレット端末の取り扱いについて」にて、児童と確認をお願いします。

3. eライブラリの取り組み

- ・最低でも毎週1回程度学年で相談の上、eライブラリに取り組ませるようにしてください。
- ・eライブラリの宿題がある日は、原則他の課題は出さないようにします。

4. 休み時間のタブレット端末の使用

原則・・・休み時間には使用しない。

例外・・・以下の場合は教員の指導の下行わせてもよい。

○委員会、クラブなどで使用する場合 *どこかの特別教室に集めて行うこと

○総合等の学習で期限が迫っている場合

5. 個別に持ってきてよいもの

担任の許可を得たうえで、以下の使用は可能とします。

○マウス ○タッチペン

△イヤホン→昨年度は、100円均一で購入できるような安価なものを「学年だより」でお知らせして、各自購入してもらっていました。(外国語にて利用)

6. タブレットの管理、回収について

- ・原則、タブレット、充電器、保管ケース(3～6年は学校で用意したもの、新2年生は個人購入済)は、年度末に回収は行わず、個人で持ち帰り、自宅で活用・保管します。
- ・卒業時に、タブレット、充電器、保管ケース(個人購入の学年は除く)を回収しますので、大切に扱うよう指導をお願いします。

7. タブレット故障時の対応について

- ・速やかに担任に連絡の上、教頭先生に報告してください。
- ・明らかに故意での故障等、悪質性が高い場合は、保護者で修理代金を代償して頂く場合があります。

8. 「いたずら」・「いじめ」への対応

①担任が内容を確認

②スクリーンショットなどを撮り、記録を残す。

内容が…	「いたずら」の場合は③へ	「いじめにつながる案件」の場合は⑤へ
------	--------------	--------------------

③警告をし、保護者へ連絡する。

④重なるようなら没収をし、保護者付き添いのもと学校に来校してもらい、その場で返却をする。

⑤即没収。被害者、加害者の保護者に連絡を入れる。校内いじめ対策委員会へ

※被害者の保護者には、その後もこまめにチェックをし、もしもの時は記録を残すようにお願いする。

※加害者の保護者は、児童付き添いのもと学校に来校してもらい、指導をする。

*上記は「事後対応」です。起こることがないように学年の実態に応じて事前指導をお願いします。